

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	障害福祉課
事業名称	障害福祉人材確保対策事業費補助金		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業実施要綱(国) 船橋市障害者施設等EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金交付要綱(市) 船橋市障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金交付要綱(市) 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業交付要綱(市)		
事業開始年月日	平成30年4月1日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	障害福祉分野における人材確保に取り組むことにより、障害福祉サービスへの就労の促進及び職員資質の向上を図る		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	船橋市内の障害福祉サービスを提供する事業所に対し、障害福祉人材の確保に要する費用を補助する		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	令和3年度に市内事業所向け(日中系・居住系事業所)に障害福祉人材の実態について調査を行い回答があった事業所のうち、約40%の事業所が現在の運営状況及び今後の事業拡大において人員不足との回答であった。 過去においても同様の結果であったことから、介護保険課が行っていた①EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金(以下、①EPA)を平成30年度より障害福祉課でも開始し、令和2年度から②障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金(以下、②研修費)を追加した。また、令和3年度から③障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業(以下、③ロボ)が人材確保対策事業となった(以下の経緯参照)。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	③ロボについては令和2年度に新型コロナ対策事業として開始したが、国の補助が人材確保対策事業として取り扱うこととなった為、令和3年度補正予算時より人材確保対策事業として予算計上した。令和4年度は当初予算で要求したが0査定となり、国から令和3年度予算の繰越分について照会が来た際に対象事業者がいれば補正予算または流用にて実施する予定。		
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	①EPA:市内障害者支援施設(指定管理含む)	補助率1/2 限度額 無し(1施設2名分まで)	
	②研修:市内の障害福祉サービス事業所に3か月以上就業する者	補助率10/10 限度額 初任者研修 100千円 実務者研修150千円	
	③ロボ:障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者又は短期入所事業者	補助率10/10 限度額 入所施設2,100千円、共同生活援助1,500千円、その他1,200千円 1機器300千円(移乗介助・入浴介助のみ1,000千円)	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	1,331	3,759	2,459	4,565
	うち一般財源	1,331	3,759	2,459	4,565
	決算(見込)額	299	1,061	7,652	-
対象者数・ 交付件数など	①EPA(助成人数)	2	4	5	4
	②研修(助成件数)	-	10	30	25
	③ロボ(助成件数)	-	-	3	0

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	総合支援事業費補助金(③ロボ)
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	①EPA:年度末②研修:6月～2月(申請受付期間) ③ロボ:申請時及び年度末								
業務頻度 (年1回・月1回など)	①EPA:年3回 ②研修:月3回程度(月3件程度の受入実績) ③ロボ:年3回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.6	人工	0.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	0	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	障害福祉課
事業名称	障害福祉人材確保対策事業費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	財源	市単独事業のため、今後利用が進んできた際に財源の問題が出てくる。	引き続き国、県等へ要望を出していく。
2	就業期間	—	—
3			
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	財源	—	—
2	就業期間	現在、研修終了後に3か月以上就業することを条件としているが、市内事業所の定着率向上を促進するための期間としては、不十分となっている可能性がある。	研修費用助成事業については、3か月以上の就業を条件としているが、補助金を活用した職員の定着状況を考慮した上で、市内事業所の意見も踏まえ、最適な期間の設定を検討する。
3			
4			

取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

所属名		障害福祉課			
事業名称		障害福祉人材確保対策事業費補助金			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	財源	継続 国及び県へ補助金の要望を提出した。 引き続き国、県等へ要望していく。	-	-	
2	就業期間	継続 当該補助金を利用した事業所及び個人に対して聞き取り調査を行った。 その結果、就業期間については約7割の事業所が適正との回答であったため、現状としては就業期間は適切なものと考えられる。 次年度以降も聞き取り調査等を行い、適切な就業期間を検討していく。	-	-	
3		-	-	-	
4		-	-	-	